令和７年７月１日　現在

【企業向け】

（制度全般について）

・本事業を実施する背景は。

→人口減少対策としての「若年女性の県内定着・回帰」に向けた取組に加え、今後の本県をリードしていく「若年男女人口の更なる底上げ」を図るため、高校卒業者の約７割を占める進学者の県内定着・回帰に向けた取組の強化が求められています。
とりわけ、他の年齢層よりも転出・転入が多い２０歳代前半の若者において、「就職」のために県外に移動する方が多くを占めている現状にあり、県としては各企業と連携した形で、県内就職を図りたいと考えています。

・本事業に登録するメリットは？

→登録企業様の情報は、秋田県就活情報サイト「こっちゃけ」での掲載等を通じて広く PR させていただきますので、これまで以上に外部に貴社の企業情報等を周知することができます。また本制度を通じて、奨学金貸与中の大卒者等の獲得につながるほか、最大で６年間の助成となるため、離職防止に寄与することを期待しています。加えて、企業様に負担いただく経費については、県への寄附として行っていただきますが、寄附額の全額が損金算入可能となるなど、税制上の優遇措置が受けられます。（企業様によって優遇される金額等が異なることがありますので、詳しくは税務署等へご確認ください）

（登録申請について）

・参加登録の申込はいつまで可能か。

→現在募集している令和９年度採用分については、令和８年５月３１日を募集〆切としています。（ただし、「採用内定」前までの登録が必要）

→なお、一度企業登録していただいた企業に対しては、毎年６月上旬ごろに、翌々年度（例：令和７年なら、令和９年度採用分）の登録を自動継続するか確認させていただきますので、改めて申し込む必要はありません。

→各年度ごとの企業向けページがございますので、詳細については各企業向けページをご確認ください。

・中小企業と大企業の判断は。

→本制度においては、中小企業基本法の区分に従い、以下のとおり分類させていただきます。

業種	中小企業者		中小企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	３億円以下	３００人以下	２０人以下
②卸売業	１億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

※社会福祉法人や一般社団法人等については、中小企業基本法の区分のうち「常時雇用する従業員数」のみにより判断します。

・奨学金の貸与状況の報告時期は。

→企業様には当該年度の前年１０月以降に、助成予定の対象者の人数についてご報告いただくほか、当該年度４月には、助成対象者の人数についてご報告いただきます。４月の報告の際には、実際の借入状況（貸与先、貸与年数、貸与金額等）を就職者に確認いただいた上で、支援対象人数をご報告いただきます。

・「過去３年間の採用実績が２０人以上」だと対象外か。

→対象外となるのは、「過去３年間の採用実績が２０人以上」かつ「過去３年間の採用実績が採用予定数を上回っている」場合です。過去３年間の採用実績が２０人以上でも、同期間の募集人数を下回っている場合は、対象となります。なお、その際は、特定企業となります。

・認定申請時に報告する採用予定数に、A ターン就職者を含めるか。また、実績はどうか。

→採用計画上、大卒者等の A ターン者の採用の予定がある場合は記載願います。実績についても、大卒者等であれば記載してください。

・弊社は県外本社企業だが、採用実績は県外の事業所を含めて会社全体のものか。

→本制度の助成対象者は、「県内を主たる勤務地として定めて雇用する方」であるため、ご提出いただく採用実績についてもこちらの方の人数を報告してください。

（認定申請・交付申請について）

・申請書類は、助成対象者本人が直接県へ提出するのか。

→本来は申請者本人が直接県へ提出いただくものですが、本制度では、企業様に一部費用を負担いただくものとなっており、寄附額に影響のある助成対象者の認定状況や交付状況を企業様にも把握していただきたいという趣旨などから、貴社内の助成対象者の申請書類をとりまとめ県に報告いただくこととしております。御協力お願いいたします。必要な書類は各企業向けのページから確認してください。

（寄附について）

・寄附はいつ行うのか。

→寄附をいただくのは、実際の支援額が確定する交付申請を行う年度となります。仮に令和８年度就職者への支援であれば、１回目の交付申請の時期が令和９年度となりますので、企業様からの寄附は、令和９年度内を想定しています。

・寄附の納入方法は。

→県から納入通知書を発送いたしますので、こちらを使用いただき金融機関等からお振り込みいただく予定です。

・支援対象者がいない場合でも、寄附は必要か。

→支援対象者がいない場合は不要です。あくまでも登録企業の登録後に対象者がいた場合で、その対象者が交付申請時点で雇用され、かつ認定を受けた助成対象期間内に奨学金の返還実績があった場合に、県と連携して所定の割合を寄附としてご負担いただきます。

・対象者がやめた場合はどうするか。

→本制度の支援は打ち切りとなります。